

公益財団法人報恩会石崎病院の揭示事項

- ◆ 当院は保険医療機関の指定を受けています。
- ◆ 管 理 者：岩切雅彦
- ◆ 指定一覧：生活保護法及び中国残留邦人等支援指定医療機関
 - 指定自立支援医療機関（精神通院医療）
 - 難病医療費助成指定医療機関
 - 認知症疾患医療センター
 - 心神喪失者等医療観察法指定通院医療機関
 - 措置入院指定病院（精神保健福祉法）
 - 応急入院指定病院（精神保健福祉法）
- ◆ 診療科目：精神科 心療内科 内科
- ◆ 診療時間：午前 9:00~12:30（受付 7:30~11:00）
午後 13:30~17:00（受付 7:30~15:00）
- ◆ 休 診 日：土日祭日
但し第 1 土曜日午前診察（第 1 土曜日が祭日にあたる場合は休診）
- ◆ 届出病床数：291 床
- ◆ 届出事項：当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出を行っています。

療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）	47 床（1 病棟）
精神病棟入院基本料 （精神病棟入院料 15 対 1 入院基本料）	144 床（2 病棟 50 床、3 病棟 47 床、 4 病棟 47 床）
精神療養病棟入院料	100 床（5 病棟 50 床、6 病棟 50 床）
電子的診療情報連携体制加算 3（初・再診料）	
電子的診療情報連携体制加算 2（入院基本料等加算）	
診療録管理体制加算 2	
看護補助加算 2	
療養病棟療養環境加算 1	
精神科地域移行実施加算	
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	
データ提出加算 1 イ	
こころの連携指導料Ⅱ	
C T 撮影・M R I 撮影	
通院・在宅精神療法の注 13 に規定する施設基準	
精神科作業療法	
精神科ショート・ケア「大規模なもの」	
精神科デイ・ケア「大規模なもの」	
医療保護入院等診療料	
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	
入院ベースアップ価料	
酸素購入価格	

- ・入院時食事療養（Ⅰ）および入院時生活療養（Ⅰ）に係る食事療養の実施
入院時食事療養（Ⅰ）（※）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
※ 療養病棟入院基本料については、「入院時食事療養（Ⅰ）および入院時生活療養（Ⅰ）」とします。
- ・食堂加算
各病棟に食堂加算の要件を満たす食堂を備えています。

◆入院時食事療養費（Ⅰ）の標準負担額について（1食につき）

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般	一般	550円	
		指定難病患者	330円
		精神病床入院患者*1	260円
低所得者	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以下(長期非該当)	270円
		過去1年間の入院期間が90日超(長期該当)	220円
	低所得者Ⅰ	130円	

*1 平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院している方で引き続き医療機関(他病棟、他院も含む)に入院している方

入院時生活療養費（Ⅰ）・生活療養標準負担額（Ⅰ）

療養病床に入院する 65 歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1 食)	居住費(1 日)
一般の患者（下記以外）			550 円	430 円
重篤な病状又は集中治療を要する者等 *2			550 円	430 円
指定難病患者			330 円	
低所得者Ⅱ（下記以外）			270 円	430 円
重篤な病状又は集中治療を要する者等 *2	過去 1 年間の入院期間が 90 日以下(長期非該当)	270 円	430 円	
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超(長期該当)	220 円	430 円	
指定難病患者	過去 1 年間の入院期間が 90 日以下(長期非該当)	270 円		
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超(長期該当)	220 円		
低所得者Ⅰ（下記以外）			160 円	430 円
重篤な病状又は集中治療を要する者等 *2			130 円	430 円
指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者			130 円	

*2 重篤な病状又は集中治療を要する者等とは、厚生労働大臣が定める者で医療区分3と医療区分2の患者が該当

- ◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

◆看護職員の負担軽減及び処遇改善について

当院では、基準以上の看護師を配置するとともに看護補助者の配置や育成、多職種とも業務分担を行い、看護職員の負担軽減及び処遇改善に取り組んでおります。

◆各入院病棟における看護要員の割合について、各病棟の人員配置は以下のとおりです。なお、当院では患者負担による付き添い看護は行っておりません。

職員一人当たりの受け持ち患者数

病棟 区分 病床数	看護職員(看護師及び准看護師)				看護補助者			
	1日に 勤務し ている 人数 (以上)	1人当たりの受持数(以下)			1日に 勤務し ている 人数 (以上)	1人当たりの受持数(以下)		
		日勤 帯	準夜勤 帯	深夜勤 帯		日勤 帯	準夜勤 帯	深夜勤 帯
		朝9時 ～ 夕方17時	夕方17時 ～ 深夜1時	深夜1時 ～ 朝9時		朝9時 ～ 夕方17時	夕方17時 ～ 深夜1時	深夜1時 ～ 朝9時
1 病棟 療養病棟 47 床	12	4	23	23	3	15	92	92
2 病棟 精神病棟 50 床	9	4	17	17	1	29		
3 病棟 精神病棟 47 床	10	5	21	21	1	26		
4 病棟 精神病棟 47 床	9	4	19	19	1	31		
5 病棟 精神療養 50 床	8	6	23	23	3	15		
6 病棟 精神療養 50 床	8	5	20	20	4	10		

(単位：人)

「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい

電子的診療情報連携体制加算に係る掲示事項について

当院は医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう下記に取り組んでいます。

- ・診療報酬についてオンラインで請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しており、取得した情報を活用して診療を実施しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定の実績を有しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。

処方箋料の一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いており、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載することによって、調剤薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで患者様に適切な医薬品を供給することが出来ます。

お薬についてご不明・ご心配がありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

なお、令和6年10月1日より患者様が処方箋の一般名処方から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、患者様にご負担いただくことがございます。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費のご負担について

令和6年10月1日から後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）の処方を希望される場合に、通常の自己負担とは別に選定療養としてご負担いただく仕組みが始まりました。

👉 選定療養費：患者様の選択によって生じる保健診療以外の費用

👉 選定療養費として費用がかかる場合

○対象

- ・ 外来での院外処方

○対象医薬品

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

○対象から除外される場合

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況により、先発医薬品の提供が困難な場合

○負担額について

- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額24分の1相当の料金
※保険給付ではないため消費税もかかります。
※公費負担制度等を利用の場合も対象となります。

○お支払いについて

- ・ 院外処方の場合は調剤薬局となります。

◆特別の療養環境の提供（差額ベット）について（1日につき）

入院にあたり、特別室の利用を希望される場合は、別途室料が必要となります。

2 病棟	201 号室（個室）	3,000 円	4 病棟	404 号室（個室）	1,000 円
	202 号室（個室）	3,000 円		405 号室（個室）	1,000 円
	203 号室（個室）	3,000 円		406 号室（個室）	1,000 円
	204 号室（個室）	3,000 円		407 号室（個室）	1,000 円
	205 号室（個室）	3,000 円	5 病棟	501 号室（個室）	1,000 円
	206 号室（個室）	3,000 円		502 号室（個室）	1,000 円
3 病棟	308 号室（個室）	1,000 円		503 号室（個室）	1,000 円
	309 号室（個室）	1,000 円		504 号室（個室）	1,000 円
	310 号室（個室）	1,000 円	6 病棟	601 号室（個室）	1,000 円
	311 号室（個室）	1,000 円		602 号室（個室）	1,000 円
	312 号室（個室）	1,000 円		603 号室（個室）	1,000 円
	313 号室（個室）	1,000 円		604 号室（個室）	1,000 円
	314 号室（個室）	1,000 円			
	315 号室（個室）	1,000 円			

※2 病棟個室はシャワー付きとなっています。

◆療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

👉保険外負担に係る費用（単位：円（消費税込））

金銭管理費	1 日	100 円	理髪代	短髪カット	1 回	1,000 円
洗濯委託料	1 袋	440 円	〃	長髪カット	1 回	1,300 円
防水シーツリース	1 枚	110 円	〃	長髪カット	1 回	1,700 円
事務処理代行料	1 回	1,650 円		顔剃り		
コピー代	1 面	10 円	〃	顔剃り	1 回	700 円
死後処置料	1 回	22,000 円				

👉診断書・証明書等の文書作成に係る費用（1通につき、単位：円（消費税込））

診断書（当院規格）	4,400 円	死亡診断書	11,000 円
診断書（自立支援）	3,300 円	保険会社診断書・証明書	11,000 円
診断書（公安委員会）	4,400 円	裁判用診断書	16,500 円
診断書（精神障害手帳）	6,600 円	診断書（成年後見制度）	16,500 円
診断書（障害・遺族年金）	11,000 円	証明書（当院規格）	3,300 円

※その他の詳細についてはお問い合わせください。